

第3回総務教育民生常任委員会

令和6年3月12日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

（1）議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について

（2）議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（3）議第26号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（4）議第27号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例について

（5）議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

（6）議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について

（7）議第30号 下呂市立体日診療所設置条例の一部を改正する条例について

（8）議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育
て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（9）議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（10）議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

出席委員（6名）

委員長

尾 里 集 務

副委員長 飯 塚 英 夫

委 員

鷺 見 昌 己

委 員 森 哲 士

委 員

中 島 新 吾

委 員 中 島 達 也

欠席委員（なし）

委員外議員

議長 中島 ゆき子
議員 田中 喜登

議員 田口 琢弥
議員 吾郷 孝枝

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内 登	副市長	田口 広宣
教育長	中村 好一	総務部長	今瀬 成行
総務課長	佐伯 克典	まちづくり推進部長	田谷 諭志
財務課長	小澤 和博	デジタル課長	熊崎 孝典
まちづくり推進課長	青木 一英	地域振興部長	小池 雅之
金山振興事務所長	池戸 清伸	金山振興事務所副所長	中島 康裕
市民保健部長	森本 千恵	市民サービス課長	二村 和男
健康医療課長	加藤 冬城	福祉部長	野村 穂穂
こども家庭課長	二村 卓良	高齢福祉課長	竹田 太
消防長	齋藤 進	消防総務課長	長谷川 幸生
予防課長	細江 康一	教育委員会事務局長	林 雅人
教育総務課長	熊崎 賀代子	学校教育課長	黒木 和実

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井 満	議会総務課長	細江 隆義
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明広		

○委員長（尾里集務君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日、2番、5番、12番議員より傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、挨拶をよろしくお願ひいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

本日から常任・特別委員会、長丁場でございますが、またよろしく御審査のほうをお願いいたします。今日は特に条例改正が主でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶よろしくお願ひいたします。

○議長（中島ゆき子君）

おはようございます。

昨日までの一般質問お疲れさまでした。今週は少し寒くなるということで、インフルエンザ、そしてはしかの流行もあるということですので、皆さん体調管理には気をつけていただき、これから議会を乗り切っていただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

また、答弁についても簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願ひいたします。

本日は、令和6年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第23号、議第25号から議第31号までの7議案、議第36号及び議第37号、合わせて10議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんには、円滑な進行となりますよう御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止についての審査を行います。
説明をよろしくお願ひいたします。

○市民サービス課長（二村和男君）

よろしくお願ひします。

議案書の39ページをお願いします。

議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について。

次のとおり証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について、議決を求める。

1. 廃止する事務の委託、戸籍謄本等の証明の交付等に関する事務。

2. 廃止する日、令和6年3月31日。

3. 廃止する理由、戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、全国の市区町村で証明書の交付が可能となったため、下呂市と高山市、飛騨市、白川村との証明書の交付等に関する事務の委託が不要となったことによるもの。令和6年2月22日提出。

提案理由ですが、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるものでございます。

委員会資料の1ページをお願いします。

上段、1には相互発行事務の概要があります。

中段、2には相互発行事務における令和4年度の下呂市民の他市村での取得状況になります。表の上段真ん中、戸籍謄本等米印1の欄が3月より開始しました広域交付で発行可能となったものになります。これが占める割合は80.4%となり、3市1村相互発行全件においては84.7%となります。また、本年度1月までの実績になりますが、令和5年度下呂市民の取得状況において、広域交付の取得できる戸籍謄本等の発行割合は88.7%となっています。また、3市1村の全件においては90.6%を占めています。このような状況を踏まえまして、3市1村での協議の上、本事務の廃止を上程しております。

下段、3は4月1日から各証明書の取得環境を示した表となります。表の右端ですが、参考として相互発行での取得状況を表示しております。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第23号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

おはようございます。

今回の議案は委託の廃止ということで理解できました。関連ということで委員長の了解をいただいて確認したいんですが、コンビニの証明書交付はマイナンバーカードが必要になりますが、自治体の窓口でそういうものを発行するときに、マイナンバーカードの使用ができないのが原

因でないかと思うんですが、使えますか、窓口で。ちょっと副市長、その辺説明してください。

○市民サービス課長（二村和男君）

窓口において、いわゆるコンビニで使うようなシステムを置いていませんので、窓口においては通常の発行になります。

ただし、マイナンバーカードは身分証明書としては利用できますので、そういう利用はしていただいております。以上です。

○委員（中島達也君）

発行する機械が大変高額というようなことは承知しているんですが、せっかくマイナンバーカードがあって、コンビニが非常に遠いと。せっかく窓口に来て、一定の書類を書いたりするわけですよね。せっかくカードがあるのに、そういうことが窓口でできれば、今回のような全国自治体ができるのであれば、そういうことも今後、財源的にも大変厳しいんですけど、これはやはり広域の中でそういうことも運動していかれるのも大事でないかなと思いますので、一応御提案だけしておきます。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第23号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

それでは、議第25号について説明させていただきます。

議案書45ページを御覧ください。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由です。

地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する見直し及び国の令和5年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱にて説明をさせていただきますので、議案書の54ページを御覧ください。議案書の54ページになります。

改正理由は先ほど申し上げましたので、省略をさせていただきます。

2番の概要のほうです。

概要としましては、第1号会計年度任用職員の報酬の引上げ、それから第2号会計年度任用職員の給与の引上げ、第1号、第2号の期末手当の支給率の引上げと勤勉手当の支給を規定し、附則で施行日を規定するものでございます。

(1)番ですが、下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条）関係でございます。

①番ですが、地方自治法の一部改正に伴い、下呂市第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給いたします。題名、それから第1条、第2条、第7条の2関係でございます。

②番です。下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当の支給率を次の表のとおり引き上げます。各期0.0125の引上げ、年間で0.025の引上げということになります。

(2)です。下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）関係でございます。

①ですが、地方自治法の一部改正に合わせた総務省の助言に伴い、下呂市第2号会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。第2条、第19条関係でございます。

次ページへ行っていただきまして、②番です。下呂市第2号会計年度任用職員の期末手当支給率を次の表のとおり引上げをいたします。先ほども1号で申し上げたとおりですけれども、各期0.0125の引上げ、年間では0.025の引上げということになります。

③下呂市第2号会計年度任用職員の給料月額を国の人事院勧告に準じて給料表を引上げをいたします。別表第1関係でございます。

(3)ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第25号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

何度もすみません。自分の確認の意味で御質問したいんですが、今、下呂市の職員適正化計画がどういうふうになっておるかちょっと分かりませんが、昨日も財政シミュレーションに出た中で、やっぱり人件費が若干上がるかなというような傾向を見たんですけど、これは今後会計年度職員が多くなるという見通しとして理解してもいいのか、それだけお願いします。

○総務課長（佐伯克典君）

現在の職員数、会計年度任用職員は大体380から390ぐらいです。正規職員については620人ぐらい。定員適正化のほうは会計年度任用職員を除いて正規職員で一応見てています。

昨日の財政シミュレーションは、もちろん会計年度任用職員も含めた形でシミュレーションをしております。以上です。

○委員（中島新吾君）

さつき説明の中で、人事院勧告、それから人事院の指導ということを言わされました。その中にこういうふうに書いてあるんですね。正規職員の定数削減、財政逼迫による人件費削減という状況の中で、もう人が集まらない。特に地方自治体はそういうことが厳しくなっているから、給料アップ、報酬アップをせんといかんということが今回の人事院の基本的な姿勢です。

そういう意味で、去年3月議会で下呂市は即上げましたけど、よその自治体では後で議会が通って、4月に遡及しろという指示があるにもかかわらず遡及しなかった自治体があります。それは御存じだと思うんですけど、そういう点について下呂市としてはそういうことはせずに、ちゃんと4月に遡って遡及するという形でやられるという確認をしたいと思います。

それから、今財政の問題で言わされましたけれども、国会答弁で大臣がその分について会計年度職員の遡及会計を含め所要額を見込んだ地方財政計画を立てているという答弁をされているんですよね。だから、そういう意味では、地方交付税の中にちゃんと措置されているという答弁が大臣がしているんですが、そこら辺のことを確認したいと思います。

○総務課長（佐伯克典君）

遡及につきましては、会計年度任用職員については、県内でもこれ扱いがいろいろと対応が分かれています。ほぼほぼ遡及しない形でいっております。ですので、今回の下呂市も5年の人事院勧告を受けて、6年4月1日から新たな給料表を適用するということにいたしております。これは年度を区切って雇用契約を結ぶ中で、雇用条件、そういったものを年度の頭で契約をしておりますので、そういう契約変更をせず、現行でいっておいて翌年度に契約をし直すというようなイメージでございます。

それから、国の地方財政措置ですけれども、明確にその部分がどういうふうに算定されておるかというのは、ちょっと現在のところいまいちつかめない状況でございます。以上です。

○委員（中島新吾君）

遡及の措置については、自治体で違いがあることは知った上で質問しているんですが、さっきも言ったように、大臣は来年度以降、今後においても遡及会計を基本とすると国会で答弁しているわけですよね。今言われるように1年契約だけということですけど、この1年契約そのものが今問題になってきているわけですよ。実際、地方の保育士さんはじめ1年契約ではとても困るという状況が出てきているわけでしょう。だから、この見直しも今かけようとしているわけですから、ぜひ遡及措置というのはやるということで確認していきたいと思います。やってほしいということですね。

○総務部長（今瀬成行君）

委員おっしゃることは、自分たちもそういうふうにしていきたいというふうに思っておりますが、まだ当然地方自治体、公共団体ですので、できることはできる、できないこともありますが、できるように検討はしていきたいというふうに思っておりますが、今すぐここで必ずやりますというお答えはちょっとできかねますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員（中島新吾君）

さつきから繰り返していますけど、国会で大臣がこういう答弁しているんですよ。もう明確ですかから確認してください。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

○財務課長（小澤和博君）

今ほど交付税のお話が出ましたので、そちらについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

令和5年度においても交付税の中で追加交付がありました。そちらについても、いわゆるベースアップ分についての措置も取られたということですし、6年度におきましても給与改定と会計年度任用職員の勤勉手当支給に対しては交付税の中で措置がされると。ただし、各自治体で明確に幾らということについては示されてはいるんですけども、措置がされておるということは事実でございます。国ほうの財政計画のポイントにも上がっておりますので、お願ひします。

○委員長（尾里集務君）

その他ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第25号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第26号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

議第26号について説明をさせていただきます。

議案書の57ページを御覧ください。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱のほうで説明をさせていただきますので、議案書の59ページを御覧ください。

概要です。

概要としましては、条例の第7条で、会計年度任用職員に対する勤勉手当を育児休業中でも支給できるように、改めて附則で施行日を規定するものでございます。

今ほど申し上げました(1)番については、第7条関係でございます。

あと、施行日を6年4月1日からということで、附則関係でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、26号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第26号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第27号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

議第27号について説明をさせていただきます。

議案書の61ページを御覧ください。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱で説明をさせていただきますので、議案書の73ページを御覧ください。73ページです。

改正理由につきましては、先ほどと同様でございますので、省略をさせていただきます。

概要についてですが、(1)番です。使用する用語の意義は、法において使用する用語の意義を引用いたします。第2条関係でございます。

(2)番です。法改正により法別表第2が削除されるため、文言を法の表記に倣い、改めます。第4条関係、それから別表第2関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行いたします。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第27号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第27号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明をよろしく
お願ひいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

よろしくお願ひします。

議案書の75ページをお開きください。

議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

概要です。77ページをお開きください。

別表（第3条関係）の御滝団地4戸を削除いたします。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第28号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

老朽化したので条例で廃止するということなんですが、この後の措置ですね。例えば建物の解体だとか、あと地べたがどういう市のものなのか民地なのかという、その辺の対応を説明してください。

それともう一つ、委員長、ちょっと関連で、昨日殿町団地のA棟で火災があったということで克明ないいろいろをお聞きしたんですが、特に今後市営住宅が相当老朽化してきているんですね。恐らく廃止か継続かという判断をされたと思うんですが、今後どのような考え方を持って、アバウトでいいんですがお聞かせください。以上です。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

当該住宅につきましては、土地は市有地となっております。この4戸につきましては、来年度取壊しを予定しております。

そして、その他の老朽化した住宅でございますが、老朽化の状態に合わせて危険な状態になっているもの、耐震の確認されていないものを政策空き家というふうに指定をして、順次取壊しを行ってまいります。以降、人口減少等に合わせまして、住宅ストックの適正管理、こういったものを定めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（中島達也君）

ありがとうございました。

今後下呂市も新年度に移住・定住というところに力を入れしていくんですが、それが例え

空き家とか空き家店舗ばかりじゃなくて、こういった市営住宅を利用される可能性もあるわけで
すので、その辺も考えながら今後移住・定住政策、あとは安心した市民生活を考えていっていただきたいと思いますので、お願ひします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第28号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

議第29号について御説明いたします。

議案書79ページをお願いします。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。
提案理由でございます。

休止している当該施設を有効活用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で御説明いたしますので、89ページをお開きください。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同様ですので省略させていただきます。

2. 概要、(1)行政財産の目的外使用許可にて暫定的運用を行っていた当該施設について、施設管理を指定管理者から市直営とし、施設の設置目的を日帰り温泉施設からレクリエーションや会議、地域イベントで使用可能な貸館施設に改めて広く利用促進を行うことで、施設の活用を図るものであります。第1条及び第3条から第10条関係でございます。

(2)各種の基本使用料の額について定めます。別表関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

条例改正につきましては以上でございますが、先般、本会議のほうで御質問のありましたゆったり館の温泉施設の使用の可否について御説明させていただきます。

令和3年3月末に施設を閉館し、約半年後に温泉施設の運転を停止してからおおよそ2年半が経過しております。閉館当時においても2基ある温泉加熱用のボイラーのうち1基は故障しており、それ以外にも給水加圧ポンプや給湯循環ポンプなど不具合も多数発生し、経年劣化による浴室タイルの破損等も生じていました。また、設備運転を停止する際に、貯湯タンクや管路内の温泉水を全て抜き取っているため、温泉成分の付着などによる配管の目詰まりですか腐食も見込まれます。こうした状況を踏まえますと、現状のまでの温泉施設の使用は実質不可能というふうに判断しておりますので御説明申し上げます。

以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第29号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（鷺見昌己君）

今回、こうやって市民に開いてレクリエーションとか会議とか使えるようにする貸館施設というのは非常にいいことだと思いますが、これ廃止になった時点で新たな事業展開ができないかということで、いろんな事業者とかにも声をおかけしておったと思うんですけれども、今後このように貸館施設ということですっと進めるのか、今後また新たにいい事業者が出てきたときには指定管理も考えられているのか、分かれば教えてください。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

当面は今回の条例改正によって貸館として利用を図っていくこととしておりますが、新たにあの施設をまた指定管理等でやりたいという申出があれば、またそれは前向きに検討していくたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（鷺見昌己君）

前は積極的に市側から何かないやろうかということで探っていたと思うんですが、そのようなことを今後は継続しないということですか。

○金山振興事務所長（池戸清伸君）

今まで数社ではございますけれども、接触のほうを試みました。全ての事業者のほうからは、イニシャルコストが非常にかかりすぎるということで不調に終わったという経緯がございます。

今、貸館で利用させていただきますが、本体のほうの模様替えとかいったことについても、当時いろんな指摘をいただきまして、なかなかそれに費用対効果がちょっと難しいというような話がありましたので、とはいえ、こちらのほうとしましては、あのまま結局使わないという状況でありますと、ますます悪くなっていますので、今回こういった条例のほうを改正させていただいて、まず利用しながら維持に努めるという中で、例えば建物の状況だとか、そういうものをしつかり見極めた上で、また判断のほうはしていきたいなというふうには思っております。

○委員（鷺見昌己君）

ありがとうございます。

どちらにしても、あの一帯というのは非常にいろんな施設が集まった地域になりますので、当初のようにあそこの地域計画というものをしっかりと定めた上で、いろんなものの有効活用、連携を踏まえて、今後しっかりと検討していっていただきたいと思いますのでお願ひします。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（森 哲士君）

このゆったり館の管理をするに当たって、1年間の管理費は幾らぐらいになるかと試算を出し

ていただきたいと、教えていただければと思います。

それと地域バランスということで、この公共施設なんですけれども、金山地区はまたこういう施設が増えたといいますか、になっておるんですけども、金山振興事務所の方の答弁にはなんと思うんですけども、地域バランスを考えたときの公共施設の数とか管理費のバランスというのは、今のところどういうことで感じておられるかということを教えていただきたいと思います。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

経費的なものですが、5年度はまだ執行途中でございますが、その時点の支出につきましては357万ほど支出をしております。ちなみに令和6年の予算状況としましては445万1,000円をゆったり館の管理費として計上させていただいております。

そのうち、ゆったり館そのもの、温泉スタンドと含めての、これは予算額というか経費となつておりますので、大まかにこの間本会議でも部長のほうからもありましたが、260万から80万程度がゆったり館のほうに係る経費ということになっております。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

公共施設の地域バランスについてお答えをさせていただきますが、今の下呂市のほうでは、人口減少、それから高齢化の急速な進行、こういったところが大きな課題ということになっております。

そうした中、将来的な下呂市の姿として、公共施設の在り方、再配置を今後考えていくということは必須になろうかと思っております。こうした中で、今後地域バランス等も踏まえながら、公共施設の再配置を適切に考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（森 哲士君）

ありがとうございました。

基本使用料をいただくということの施設になるということですので、なるべく管理費のほうが多くなるんじやなくて、利用を促進していただいて、黒字とは言いませんけれども、管理費というのはやっぱり突如として改修とかもあり得る、そういうリスクもありますので、たくさんの方に使っていただけるような施策を練っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑ございませんか。

○委員（中島新吾君）

2つ質問します。

1つは受付業務とか貸した場合に、そういう具体的な仕事は全部市のほうで、直営ですから市の職員がやるということで、振興事務所のほうでやられるということね。終わってから鍵を閉めるとか確認するというのは、これも市の職員が行ってやらないかんことになりますよね、しばらくは。しばらくはというか、今の時点ではということを一つ。

それからもう一つ、さっきもちょっと意見が出ていましたけど、あそこはぬくもりの里という大きな構図を描いた中で造られた施設で、スポーツ施設もあるし、医療施設もあるしということで、やっぱりその中に位置づけた施設として今後どうしていくのかという計画は、これは金山振興事務所だけの問題ではなくて、市全体の中でどう位置づけるかという問題であり、今度、すみません、ちょっと固有名詞が出てこないんだけど、森林浴で山の中を歩く

[発言する者あり]

○委員（中島新吾君）

どうもそういうのがぱっと抜けちゃうんですが、そういう取組もやられているわけで、プールもある、そういうものもある。近くには歩けるコースもあるわけで、そういう中にしっかりと位置づける健康づくりの拠点にできる、そういう構図をぜひ描いていただいて、このゆったり館をその中に位置づけてもらいたいと思いますので、そういう検討をぜひ市と一緒にになって、そして市民と一緒にになってやってください。この2点をちょっとお聞きします。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

まず、施設の開け閉めの管理でございますけど、委員おっしゃられたとおり、当面は振興事務所職員のほうで対応はさせていただきますが、行く行くは冷暖房の入り切りとか、結構難しい問題もありますので、その辺もちょっと検討しながら、一番いいのは近場で管理して、地元で鍵の貸出しの管理をしていただけるのがいいのかなと思っておりますので、今後検討はしていきたいというふうに今考えています。

施設一帯としましては、県道を挟みまして向かい側には道の駅もございますし、リバーサイド等の体育施設もございますので、そういう施設と協力をするような形で活用をさらに図っていきたいなというふうには思っておりますのでよろしくお願ひします。

○市長（山内 登君）

今、三方からもお話がありました。総合的な話として申し上げれば、おっしゃるとおり、ぬくもりの里地域一帯エリア、重点道の駅のエリアについては、今後市も当然ゆったり館も含めて、さらなる使い道を今後も模索をしていきます。

今、一番南側に令和6年度で例えば遊具を設置する、いろんな方々がアンケートを取ると、あのエリアを中心にスポーツ、そして遊び、そして医療、そして今おっしゃったようなクアオルトのコースも将来つくりたいというふうに思っています。あそこは散歩の遊歩道のルートもございますので、あそこを一つの拠点としては我々は重視はしておりますから、例えばゆったり館にしても、温浴、温泉施設としてはちょっと無理かもしれません、例えば木遊館的な、昼は外で遊具で遊ぶ、そして雨が降ったときは木遊館とか、お母さん方が触れ合える。また、奥には畳の部屋もありますから、いろんな形で貸館の業務もできる。いろんなこともまだ想定できますので、あのエリアについては我々当然金山地区の非常に重要なエリアとして認識をしておりますので、総合的にまた計画も立てていきたいというふうに思っておりますから、諦めてはいませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員（中島新吾君）

今、市長の前向きなお話は非常にうれしく受け止めますが、ただ一つだけお願ひしたいのは、金山という地域の特質性というのは、加茂郡やとか郡上郡やとか、それから関のほうとのつながりが強いんですよね、経済的にも人間的にも。そういうのも含めた中で、昨日も病院の話でそういうことが出ましたよね、患者の幅という。そういう意味でも、ぜひ総合的な計画の中で位置づけてください。お願ひします。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第29号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第30号 下呂市立体日診療所設置条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○健康医療課長（加藤冬城君）

よろしくお願ひいたします。

議案書91ページを御覧ください。

議第30号 下呂市立体日診療所設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

下呂市立体日診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

下呂市立体日診療所の収入を一般会計で運営する場合において、歳入予算科目は地方自治法施行規則第15条別記の規定が適用されるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきます。

議案書93ページを御覧ください。

改正理由は、先ほど述べました提案理由と同様でございます。

概要から説明をさせていただきます。

(1) 診療所の収入の名称を、利用料という名称から使用料という名称、呼称に改めます。

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第30号について質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で議第30号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

それでは、議第31号について説明をさせていただきます。

議案書95ページを御覧ください。

議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、条例要綱で説明させていただきますので、議案書の103ページを御覧ください。

1の改正理由は先ほどと同様ですので、2の概要から説明させていただきます。

(1)運営基準に準じ、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面の掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定を加えます。

(2)運営基準に準じ、電磁的記録媒体等による記録に関する規定を定めます。

(3)この条例は、令和6年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第31号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第31号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○消防総務課長（長谷川幸生君）

よろしくお願ひします。

それでは、議第36号について説明させていただきます。

議案書の123ページをお願いします。

議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱で説明いたしますので、126ページを御覧願います。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は提案理由と同じですので、省略とさせていただきます。

概要でございます。

(1) 下呂市消防団員等の補償基礎額を改めます。第5条、別表関係でございます。

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。第5条関係でございます。

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上となります。御審査のほどお願いします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第36号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第36号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○予防課長（細江康一君）

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の127ページをお開きください。

議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明いたしますので、132ページを御覧ください。

1. 改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。

(1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る

手数料を改めます。別表関係でございます。

(2)移動式製造設備の設置の許可等に係る手数料を追加します。別表関係でございます。

(3)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上です。御審査のほどお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第37号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島新吾君）

全く初歩的な質問をしますね。このタンクの種類が3種類あるのですが、2種類ですか、3種類ですか。

それから、移動式製造設備というのが何かというの、これだけちょっと教えてください。

○予防課長（細江康一君）

1点目の質問に答えさせていただきます。

特定屋外タンクが2種類あります。ここに書いてあるのは浮き屋根付特定屋外タンク、そしてもう一つは浮き蓋付特定屋外タンクの2種類でございます。このタンクというのは下呂市にはありません。物すごく大きいタンクのことを言いまして、四日市だとか、岐阜県ですと自衛隊の基地とかにあるんですけど、岐阜県は4施設しかない。容量でいくと1,000キロリットル以上、いわゆる100万リットル以上の屋外タンクのことを言います。屋根が動く形式で、空間が油が減っていってもないので、揮発が抑えられて安全性が高いと言われております。簡単に言うとそういうイメージのものが、浮き屋根式というのは屋根自体が動くというタンクで、あと浮き蓋というのは屋根は動かないんですけど蓋があって、蓋が油の量が減ると浮いたりして隙間がなく、揮発性が抑えられるタンクということでなっております。

あと、2つ目の質問なんですが、移動式製造設備というものなんですが、下呂市には1件あるんですけど、バルクローリーというか車で移動する、いわゆるタンクローリーみたいなもので、ガスを積んで自動車で移動して、各施設の高圧ガスが入っている大きなタンクに入れたりして供給したりして配達しているようなイメージにはなるんですけど、1施設1件だけ下呂市にあるというものになっております。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第37号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第23号、議第25号から議第31号までの7議案、議第36号及び議第37号、合わせて10議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

それでは次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。
ありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第23号、議第25号から議第31号までの7議案、議第36号及び議第37号、合わせて10議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第23号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第25号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第26号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第26号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第27号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第27号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第28号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第29号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第30号 下呂市立体日診療所設置条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり

決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第30号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第31号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第36号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第37号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時30分 終了